

## 部活動について 再び ③

### ○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等 (第2章)

スポーツ庁

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として <b>多様なスポーツ団体等</b> （総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。 <b>学校関係の組織・団体</b> （地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 <b>生徒の状況に適した機会を確保</b> 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ <b>学校の体育施設</b> なども積極的に活用。
構築方法等	<b>まずは休日</b> について着実に進めた上で、 <b>次のステップとして平日</b> に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 <b>市町村において</b> 、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる <b>協議会を設置</b> し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。 <令和4年度から令和6年度の取組を例示>

新たなスポーツ環境の在り方を新たな視点で具体的に示していく という観点で、  
【参加者】【実施主体】【活動内容】【活動場所】【構築方法等】を、読み込みましょう。  
本文に書かれている内容を、私が要約することにします。

#### 【参加者】

運動部のみに所属している中学校等の生徒の割合は、男子 63.5%、女子 49.6%となっていることに加え、運動部活動や地域のスポーツクラブ等に所属していない生徒であっても、ふさわしい環境があれば参加したいと考えている生徒も多い。また、中学校等の生徒のうち地域のスポーツクラブに所属している者は、男子では 18.0%、女子では 10.7%となっており、徐々に増えてきている。

こうした現状を踏まえ、地域におけるスポーツ環境を整備するに当たっては、できるだけ多くの生徒に対してスポーツに親しめる機会を確保するため、運動部活動に所属している生徒だけを想定するのではなく、文化部活動に所属している生徒や運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する必要がある。

#### 【実施主体】

地域におけるスポーツ機会を提供している組織・団体は多様であるため、地域における新たなスポーツ環境の構築に当たっては、該地域の実情に応じた対応が求められる。

そのため、各地域においては、実施主体を特定の団体等に限定して、その整備充実を図るのではなく、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様な実施主体を想定しながら対応する必要がある。多様な実施主体としては、上記に述べたスポーツ団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する必要がある。また、公益財団法人日本スポーツ協会では、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を 47 都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型地域スポーツクラブの質的な向上を図るとともに、地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進することにしている。将来的には、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブを融合した地域スポーツクラブを形成し、そこで中学校等の運動部活動も融合していく構想を持っており、このような新たな地域スポーツクラブも考えられる。



【活動内容】

【活動場所】

【構築方法等】

については、明日に続くことになります。

やはり、ちゃんと本文を読まないで、図で示されたものだけの理解では、誤解を生んでしまうようですね。

新聞の見出しだけを見て、理解した気持ちになるのと同じかもしれません。